

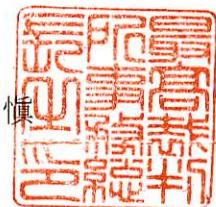
最高裁秘書第913号

令和4年3月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

システム開発に関して、業務のことは業務側で、システムのことは事業者側でという形での「分業」の結果として、うまく行かなかつた事例が書いてある文書（直近の事例に関するもの）

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年7月29日付け（同年8月2日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第48号

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）